

議案第九十五号

特別区人事及び厚生事務組合格約の変更に関する協議について

右の議案を提出する。

令和三年十一月二十五日

提出者 港区長 武井雅昭

特別区人事及び厚生事務組合格約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十六条第一項の規定に基づき、特別区人事・厚生事務組合において共同処理する事務に関し、救護施設の設置及び管理に関する事務を追加するため、別紙の規約により協議を行い、特別区人事及び厚生事務組合格約の一部を変更する。

（説明）

特別区人事及び厚生事務組合格約の一部を変更するため、地方自治法第二百九十条の規定に基づき、本案を提出いたします。

特別区人事及び厚生事務組合格約の一部を変更する規約

特別区人事及び厚生事務組合格約（昭和二十六年八月十日東京都知事許可）の一部を次のように変更する。

第三条第八号中「生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）に定める」の次に「救護施設、」を加える。

附 則

この規約は、令和四年四月一日から施行する。